

IV. 諸外国のスポーツ推進体制

我が国における今後のスポーツ推進体制の在り方の検討に資するという観点から、主要諸外国のスポーツ政策の推進体制を調査した。調査対象国は、平成 24 年度文部科学省委託調査「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」で調査対象としたイギリス・フランス・オーストラリア・カナダ・インド・韓国（以下、「対象国」と言う。）の 6 カ国とした。

調査内容は、

- (1) スポーツ関係府省庁及びその役割・機能
- (2) スポーツ推進体制が形成された経緯
- (3) スポーツ関係府省庁とスポーツ政策実施機関との関係

について、上記調査の内容を基に、その後に見直しや変更が確認された事項について情報を最新のものにした。

また、各国のスポーツ政策の実施体制の調査を踏まえて、スポーツ分野に隣接する障害者スポーツ、健康・体力づくり、学校体育、施設整備のスポーツ関連分野で、どの省庁・機関が所管しているのか、スポーツ政策所管官庁とどのような連携関係にあるのかを調査した。

調査の結果、主に以下のような諸点が確認された¹⁵。

- ① 諸外国では、スポーツ関連分野（障害者スポーツ、健康増進・体力づくり、学校体育、施設整備）の全てを所管する官庁は確認できない。関連分野では、省庁間の連携により政策が推進されている。
- ② 障害者スポーツは、各国ともにスポーツ政策所管官庁が所管している。
- ③ 学校体育の所管官庁がスポーツ政策を所管している国は日本以外にない。
- ④ カナダ、インドでは教育、施設整備等の分野が地方の所管で、国との連携はあまり無い。
- ⑤ スポーツ政策実施機関は、政策方針、財源、人的にスポーツ政策所管官庁と密接に関係している。但し省庁と関連団体との関係は間接的である。

¹⁵ なお、これらの点はあくまで調査時点での状況を示したものである。諸外国の中には、行政組織の再編を頻繁に行っているところもあり、こうした国では我が国と比べて行政組織の枠組みが流動的であることに留意が必要である。

1. 諸外国のスポーツ推進体制の現状

以下では、諸外国のスポーツ政策推進体制に関して、スポーツ関係府省庁及びその役割・機能、推進体制形成の経緯、スポーツ政策実施機関、スポーツ分野別の推進体制について、既存文献の調査結果を基に調査結果を基に整理した。¹⁶

図表 諸外国調査における調査事項

調査事項	調査内容
スポーツ関係府省庁及びその役割・機能	・対象国のスポーツ政策所管官庁、根拠法令、所管組織、所掌事務、職員数、体制、財源、予算、他省庁との関係を整理した。
推進体制形成の経緯	・対象国のスポーツ政策の推進体制が形成された経緯を整理した。
スポーツ政策実施機関	・対象国のスポーツ政策実施機関の概要、組織・人員、予算等、国の関与を整理した。
諸外国の分野別のスポーツ推進体制	・対象国の障害者スポーツ、健康増進・体力づくり、学校体育、施設整備の各所管を整理した。

¹⁶ 本節における対象6カ国のスポーツ推進体制の現状については、WIPジャパン株式会社「スポーツ庁の在り方に関する調査研究 報告書」（平成25年3月）、WIPジャパン株式会社「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究） 調査研究成果報告書」（平成24年3月）、笹川スポーツ財団「スポーツ政策調査研究 報告書」（平成23年7月）等を基に整理している。

図表 諸外国のスポーツ政策推進体制（スポーツ関係府省庁及びその役割・機能）

	イギリス	フランス	オーストラリア	カナダ	インド	韓国
スポーツ政策所管官庁	文化・メディア・スポーツ省	スポーツ・青少年・社会教育・市民活動省	保健省	民族遺産省	青年スポーツ省	文化体育観光部
根拠法令	枢密院令（The Secretary of State for Culture, Media and Sport Order 1997）	2012年5月24日付スポーツ青少年社会教育市民活動大臣の権限に関するデクレ ¹⁷ 第2012-782号	行政組織令（AAO：Administrative Arrangements Order）	民族遺産省設置法（Department of Canadian Heritage Act, S.C. 1995, c. 11）第4（2）（f）条	インド政府業務分担規則（the Government of India（Allocation of Business）Rules, 1961）	大統領令（政令）
所管組織	五輪専担ユニットほかスポーツ担当者らで構成（局課区別なし）	スポーツ局	スポーツ局	スポーツカナダ局	スポーツ庁	体育局
所掌事務	スポーツ行政の他、芸術、放送、創造産業、歴史的景観の保護、図書館、博物館、観光、国営宝くじ（National Lottery）の運営、ギャンブル等を所管。	青少年のための活動、市民活動の発展、社会教育の発展、身体的及びスポーツ活動における国の政策を策定して実施。なお、複数の省庁、部署が関係する場合はその調整役を務める。その他、機会均等、差別撲滅のための国の政策方針の決定及びその実施を所管。	保健政策、スポーツ政策を所管。	(a) 人の権利、根本的な自由、及び関連する価値観に対する深い理解の促進、(b) 多文化主義、(c) 芸術家の地位の文化的観点を含めた芸術、(d) 文化的民族遺産及びパフォーマンスアート、オーディオビジュアルアート、出版、録音、映画、文学を含む産業、(e) 国立バトルフィールド公園、(f) スポーツの振興、促進、及び発展、(g) 英語とフランス語の地位及び使用における平等化の促進、及びカナダにおいて英語とフランス語の会話力が乏しい地域における公用語の振興及び発展、(h) 国家的行事及びカナダの象徴、を所管。	スポーツと社会奉仕を通じた青少年の個性の総合的な育成の推進を目的とした政策及び綱領を策定し、施行、青少年をさまざまな国づくり事業に参加させることを目的とした政策及び綱領を策定し、施行、インド伝統のスポーツの推進及び普及を目指し、競技スポーツにおける優れた成果を達成し、アジア及び世界で、インドを潜在的能力に見合うスポーツ大国とすることを目的とした政策及び綱領を策定し、施行することを所管。	文化、芸術、映像、広告、出版、刊行物、スポーツ（体育）、観光に関する事務を所管。
官庁全体の職員数	479人（2012年）	非公表	非公表	1,988人（2012年）	181人（2011年）	2,482人（2010年の定員）
スポーツ政策の推進体制	五輪専担ユニットほかスポーツ担当者らで構成（局課区別なし）、スポーツ政策担当（2012年）は150人。	スポーツ局は、連盟活動高水準スポーツ準局、地域活動準局、雇用研修教育準局、スポーツ技術職実践管理センターにより構成。	スポーツ局は、主要イベント戦略課、スポーツ政策及びプログラム課、スポーツ高潔性課により構成。スポーツ政策担当（2012年）は45人。	スポーツカナダ局は、メジャー大会・開催課、競技力向上課、スポーツ援助プログラム課、政策・企画課、国際スポーツ課、総務課により構成。スポーツ政策担当（2012年）は103人。	スポーツ庁は、国際スポーツ局、農村部草の根スポーツ局（PYKKA）、スポーツ局の3局で編成。スポーツ政策担当（2011年）は約100人。	体育局には、体育政策課、体育振興課、国際体育課、障害人文化体育課の4つの課が設置されている。スポーツ政策担当（2012年の定員）は54人。
財源	一般会計。	一般会計。一般財源はミッション、プログラム、アクションという科目区分を設定。スポーツ担当省の政策全般のミッションは「スポーツ、青少	省費については政府一般会計予算。ポートフォリオ予算書の予算の財源は、省の省費とオーストラリア・スポーツ・コミッション）の予算の2つ	予算は連邦の一般会計から支出される。自主財源は総支出の1%に満たない額であるが、その他は「1979年連邦-州間宝くじ協定（1979 Federal -	青年スポーツ省スポーツ庁の財源は連邦政府の一般会計予算であり、スポーツくじ等を財源にするものはない。	政府予算は一般会計。なお、韓国の体育（スポーツ）部門の財源は、文化体育観光部が公表した「2011年体育白書」によると、中央政府の一般会

¹⁷ デクレ（Décret）：共和国大統領または首相によって署名された、一般的効力を有するまたは個別的効力を有する執行的決定。（資料：三省堂「フランス法律用語辞典」第2版）

	イギリス	フランス	オーストラリア	カナダ	インド	韓国
		年、市民活動」で、スポーツ政策に係るプログラムは「プログラム219『スポーツ』」である。さらに「プログラム219『スポーツ』」は、4つのアクションに細分化。	で構成されている。	provincial Lottery Agreement)」を財源とするものである。		計から文化体育観光部に配分される一般会計予算、国民体育振興公団が管理・運用する国民体育振興基金からの支援金、地方自治体の地方費、大韓体育会及び国民生活体育会などの民間体育団体が独自に調達する自主財源により構成されている。
予算	スポーツ政策の予算は、2011年度予算で1,241,026千£（1,659億87百万円）（1£=133.75円、2011年4月1日時点）	スポーツ政策の予算は、2012年予算で255.44百万€（255億57百万円）（1€=100.05円、2012年1月4日時点）	スポーツ政策の予算は、2012 - 13年予算で39,171千豪州ドル（31億98百万円）（1オーストラリアドル=81.64円、2012年7月2日時点）	スポーツ政策の予算は、2010年度予算で2億500万カナダドル（188億85百万円）（1カナダドル=92.12円、2010年4月1日時点）	スポーツ政策の予算は、2011年度予算で6,573.4百万ルピー（124億89百万円）（1インドルピー=1.90円、2011年4月1日時点）	スポーツ政策の予算は、2011年予算で1,559億ウォン（109億13百万円）（1ウォン=0.07円、2011年1月4日時点）
他省庁との関係	学校体育・学校スポーツの担当省である教育省や健康のための身体活動を担当する保健省などと連携。	高齢者の健康増進等国民の体力づくりは厚生省とスポーツ青少年社会教育市民活動省が所管しており、連携している。また、学校における体育及びスポーツ教育の教科及び教育課程は、国民教育大臣が所管しており、スポーツ青少年社会教育市民活動省との連携が図られている。	保健省がオーストラリア・スポーツ・コミッション（ASC）を通じて、州政府所管の課外スポーツ活動を実施する小学校に財政支援を実施する等連携している。	国民の健康増進の観点からの国民の身体活動の振興に関しては、保健省・カナダ公衆保健庁と、学校体育行政、施設整備は地方政府と連携している。	学校体育、スポーツ施設整備に関して、州政府と連携。	障害者を含む学童の健康増進の分野で、教育部と連携。
スポーツ政策担当大臣の配置状況	閣外大臣としてスポーツ担当相を配置。スポーツ政策を所管する文化・メディア・スポーツ省には、担当大臣の他、閣外大臣としてスポーツ担当大臣が配置されている。現在は、ヘレン・グラント氏で、観光・平等政策担当相も兼務している。社会・公正分野のシンクタンク出身。	大臣がスポーツ政策を担当。スポーツ政策を所管するスポーツ青少年社会教育市民活動省の大臣であるヴァレリー・フルネーロン氏がスポーツ担当大臣としてスポーツ政策を担当している。ヴァレリー・フルネーロン氏はスポーツ医師で、青少年・スポーツ地方監督医を務め、2008年にルーアン市長就任以降、政治家に転身している。	大臣がスポーツ政策を担当。スポーツ政策を所管する保健省の大臣である下院議員のピーター・ダットン氏がスポーツ担当大臣としてスポーツ政策を担当している。ピーター・ダットン氏は警察官、会社員を経て、2004年に政治家に転身。	閣外大臣としてスポーツ担当相を配置。スポーツ政策を所管する民族遺産省の大臣である、民族遺産公用語大臣を補佐する閣外大臣としてスポーツ担当相が配置されている。現在は、インド生まれの下院議員であるバル・ゴザル氏が就任している。バル・ゴザル氏は元金融マンを経て政治家に転身。	大臣がスポーツ政策を担当。スポーツ政策を所管する青年スポーツ省の大臣であるシン・ジッテンドラ氏がスポーツ担当大臣としてスポーツ政策を担当している。シン・ジッテンドラ氏以前は、閣外大臣がスポーツ庁のトップとされていた。	長官と次官がスポーツ政策を担当。文化体育観光部がスポーツ政策を所管しており、長官（ユン・ジョンヨン氏）の下、2名の政治任命の次官が配置されており、長官の下、第二次官がスポーツ政策を担当している。現在の第二次官は、キム・ジョン氏で、元水原大学社会体育学部准教授、韓国体育学会副会長、漢陽大学芸術、体育大学長、スポーツ産業学科教授を経て、パク・クネ大統領が指名して次官に就任している。なお、長官は、元行政職員で、次官、ウルジデ余暇デザイン学科教授を経て、現職。

図表 諸外国におけるスポーツ政策に係る推進体制形成の経緯

国	スポーツ推進体制が形成された背景
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> イギリスにおける省の再編は、政権交代や首相の交代、内閣改造などを契機に実施されている。これまで、イギリスにおけるスポーツ担当省は教育科学省（Department of Education and Science：1965年度）、住宅・地方自治省（Department of Housing and Local Government：1969年度）、環境省（Department of Environment：1970年度）、教育科学省（Department of Education and Science：1989年度）、国民遺産省（Department of National Heritage：1992年度）と変わり、1997年のブレア政権発足後の省庁再編により、現在の文化・メディア・スポーツ省に至っている。 この文化・メディア・スポーツ省設立の背景には、1997年の政権交代で発足した労働党ブレア政権が野党時代に影の内閣で構想していたクリエイティブ産業の中核省庁として文化・メディア・スポーツ省を検討していたことから、政権発足後、スポーツ関係の政策の所管を国家遺産大臣から同省に移管したことがある。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> フランスにおける行政組織の決定は、議会の議決を要する法律事項ではなく、大統領が閣僚の数、名称、職務、指揮下の諸部局などをデクレで定めることができる仕組みになっている。また、局以下の組織はアレテ¹⁸によって定められる。つまり、中央各省庁の組織の設置及び改廃は議会審議を必要とせず、行政権限で可能なため、内閣の交代に伴い所管省庁が頻繁に変動している。一般的には、新しい内閣の発足と同時に、政策や公約を実行していくための新組織の編成が行われており、省庁の下に置かれた局（direction）が基礎的な単位になり組織が再編されている。 このようなことから、フランスのスポーツ担当機関は、政権によって名称や所管省庁が変化している。2007年以降をみても、7回にわたりスポーツ担当省の所管の見直しが行われ、スポーツ大臣として置かれる場合と首相の下に置かれた閣外大臣となる場合があり、現在のようにスポーツ担当省の任務も、健康、青少年、市民生活に関するものを併せ持つ場合もある。ただし、スポーツ担当省の名称や管轄範囲が変更されても、省庁の内部組織であるスポーツ局がスポーツ政策の実質的な運営を担い、継続的な業務遂行が保証されている。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアでは、政権交代や内閣改造に伴い、省庁再編が頻繁に実施されている。オーストラリアで省再編が容易に実施できるのは、ポートフォリオ（portfolio）という概念が予算、組織編成における仕組みとして機能しているからである。まず、首相の権限で内閣が組成され、内閣の構成員である省庁（Ministries）に対して、特定の政策分野のポートフォリオが割当てられる。このポートフォリオは、大臣の業務責任範囲として所管する政策分野を意味し、予算のベースにもなっている。首相がポートフォリオを閣僚に配分することによって省庁が組織されている。従って省という行政組織はその所管行政事務が予め決まっているわけではなく、行政事務単位が時の首相・内閣による政策判断によって組み替えられ、省庁として組成される仕組みがとられている。 オーストラリアのスポーツ行政機能は、これまで観光行政や地域行政と組み合わせたパターンが多いが、スポーツ担当省のポートフォリオの組み換えの際に、合理的な説明は示されていない。2010年9月に保健高齢化省から首相内閣省にスポーツのポートフォリオが移管された背景・意図は、プロスポーツにおける八百長問題に対処する必要性と、2012年のロンドン五輪大会に向けた体制作りとされている。そして、地域開発地方自治体芸術スポーツ省は、スポーツ局と芸術局を地方開発・地方自治省に吸収させる形で設置された。 その後、2013年9月に省庁再編が行われ、スポーツ局は新たに保健省に移管されている。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> カナダでは、スポーツ政策に関する法律として、1961年に「フィットネス・アマチュアスポーツ法（Fitness Amateur Sports Act）」が制定され、「健康づくりとアマチュアスポーツの奨励」が同法の目的として掲げられた。しかし、連邦政府のエリートスポーツに対する課題認識は十分ではなく、当時は未だスポーツ政策についての明確な方向性は示されていなかった。そのような連邦政府の認識においては、スポーツ団体の資金不足は顕著であった。 1968年に就任したトルドー首相が、ケベック州の独立に関する問題等を受け、国家としてのカナダのまとまりを維持するためにスポーツにおいてカナダのプレゼンスを向上させることが有効であると認識したことを受け、スポーツの重要性について着目されるようになり、同政権において、総合的なスポーツ政策として「カナダ国民のためのスポーツ政策（Proposed Sports Policy for Canadians）」が策定された。 1973年に、保健福祉省においてフィットネス・アマチュアスポーツを所管していた局（Directorate）が総局（Branch）に昇格したことにより、同総局がスポーツ政策を立案する体制が構築された。そして、同総局の下にあった、スポーツカナダとレクリエーションカナダの2つの課がそれぞれ昇格し、局として設置された。この時期に、競技統括団体の事務所がオタワの国立スポーツレクリエーションセンターに集結され、スポーツカナダが競技統括団体スタッフの人件費、プログラム費用を負担する体制が構築された。加えて、スポーツカナダによって代表コーチ等の人件費に対する補助金等が支給されるようになった。 その後、1993年の大規模な省庁再編によって、スポーツ行政は民族遺産省の下に位置付けられ、1999年には民族遺産省大臣の下にスポーツ担当国務大臣が置かれ、現在までこの体制が取られている。
インド	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進体制の中核であるスポーツ庁は、1982年に人的資源開発省に設置された。インドにおけるスポーツ推進体制は、地域における学校体育、公立教育機関におけるスポーツ施設等のインフラ整備を軸としていたこともあり、人的資源開発省の所管となった。 1985年の国連国際青年年には、人的資源開発省のスポーツ庁が青年スポーツ庁に再編され、その後、1984年に国家スポーツ政策（National Sport Policy）が策定され、インドにおいてスポーツ政策が本格的に取り上げられた。この国家スポーツ政策は、2001年に改定され、現在に至っている。また、スポーツ政策が改定された2001年には、同時に青年スポーツ省が新設され、省内にスポーツ局が設置された。その後、2008年に同スポーツ局がスポーツ庁に昇格した。この背景としては、コモンウェルス大会がデリーで開催されることとなり、予算及び人員が増加されることとなったためである。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 韓国におけるスポーツ担当省は1982年3月に新設された体育部が最初であり、同部は1990年12月に体育青少年部、1993年3月に文化体育部、1998年2月に文化観光部、2008年2月には現在の文化体育観光部へと再編されている。なお、2005年12月には、保健福祉部の障害人体育課が文化観光部体育局に移管されている。

¹⁸ アレテ（arrêté）：1もしくは複数の大臣、または他の行政庁が発する一般的または個別的な効力範囲を持つ執行的決定。（資料：三省堂「フランス法律用語辞典」第2版）

図表 諸外国における主なスポーツ政策実施機関

国	実施機関名	概要	組織・人員、予算等	国の関与
イギリス	スポーツイングランド	・イングランドにおける草の根スポーツの振興と、スポーツ・タレント育成のための経路の構築を所管。	・7 人の上級公務員と 224 人の一般公務員で構成。 ・予算は、2012-13 年度の補助金の交付額が 97.5 百万 £、宝くじ分配金は 163.5 百万£。	【スポーツイングランド】各理事は文化メディア・スポーツ省が任命。 【UK スポーツ】各理事は文化メディア・スポーツ省が任命。 【全体】執行型 NDPB (Non-Departmental Public Body) の最終的な責任は主務大臣にある一方で、業務運営に関しては、各機関の自律性（オートノミー）が確保。政策実施の方向性については主務省庁から方向付けられるものの、業務運営の実務は、実施機関に委ねられている。具体的には、NDPB の政策実施の大きな方向性は、主務省庁と NDPB の間で結ばれる出資協定（Funding agreement）により担保されており、NDPB が行う業務内容は主務省庁と NDPB が事前に合意している。
	UK スポーツ	・エリートスポーツ政策を所管。	・7 人の上級公務員と 97 人の一般公務員で構成。 ・予算は 2011-12 年度の補助金の交付額が約 60 百万£、宝くじ分配金は約 70 百万£。	
	UK アンチドーピング	・アンチドーピング政策を所管。	・5 人の上級公務員と 44 人の一般公務員で構成。 ・予算は 2011-12 年度の補助金の交付額が 6,498 千£。	
	スポーツ競技場安全機関	・プレミアリーグ、フットボールリーグ、イングランド及びウェールズの国際フットボール場等競技施設を対象に、スポーツ競技場の安全に関する法律に掲げられている安全管理基準の順守状況を確認し、必要に応じて助言、支援している。その他、スポーツに関する安全管理の方針策定について中央政府、地方自治体、施設運営者等に対して助言を行う。	・1 人の上級公務員と 13 人の一般公務員で構成。 ・予算は 2011-12 年度の補助金の交付額が 1,197 千£。	
フランス	国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院	・トップレベルスポーツに関連する指導者養成や研修教育の他、フランスのスポーツ強化拠点となり、フランスを代表する選手養成を所管。	・職員数不明（理事は 28 人）。 ・予算は 2012 年度の補助金の交付額が 21,820 千€。	【全体】スポーツ青少年社会教育市民活動省との間で目標及び関連指標に関する契約を締結して、国の政策目標の実現に貢献する役割を果たしている。各機関は省の監督下に置かれる。
	スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター	・国の出先機関である青少年・スポーツ・社会統合地域圏局と提携し、身体的及びスポーツ活動の振興を促進する政策や、身体的あるいはスポーツ活動の推進、スポーツ選手の健康保護及びスポーツ倫理保全を所管。	・職員数不明。 ・予算は 2012 年度の補助金の交付額が 50,736 千€。	
	国立スポーツ博物館	・スポーツに関する調査及び歴史的・科学的・芸術的・社会的あるいは技術的な側面を考慮した上でスポーツ事象や関連する財産の紹介、収集資料の提供等を所管。	・職員数不明（理事は 13 人）。 ・予算は 2012 年度の補助金の交付額が 2,763 千€。	
	国立スポーツ振興センター	・スポーツ団体等への補助金交付を通じて国民のためのスポーツの実践、スポーツ施設の建設補助金を交付、フランスのスポーツの国際的な地位向上、特に学童、優先都市区域に指定された問題のある区域の住民、障害者及び女性のスポーツ活動の振興、等を所管。	・職員数不明（理事は 20 人）。 ・予算は 2012 年度の補助金の交付額が 274.1 百万€。	
オーストラリア	オーストラリア・スポーツ・コミッション	・スポーツ担当大臣へのスポーツ振興に関する助言、スポーツ振興のための活動の調整、スポーツにおいて優秀な能力を有する選手や指導者・審判等のためのプログラムの実施、スポーツ参加における機会平等の促進（障害者スポーツ）、スポーツ医科学の発展、オーストラリア・スポーツ財団を通じた資金交付、関連スポーツ団体に対する情報・サービスの提供、ドーピングのないスポーツ環境推進を所管。	・職員数は約 740 人、この他に非正規雇用者が約 48 人で構成。 ・2012 年の予算は政府補助金のほか、物品サービス販売収入等の自己財源を合わせて 316,006 千豪州\$。	委員会（Board of Commissioners）の監督下で運営が行われており、同委員会はスポーツ担当大臣から政治任用された議長を含む12 人で構成されている。委員会はオーストラリア・スポーツ・コミッションの補助金配分などのリソース管理を含む事業方針の全般事項を決定し、スポーツ大臣及びスポーツ担当省に対して報告責任を負う等、運営はスポーツ大臣の指揮命令下にある。
	オーストラリア・スポーツ財団（ASF）	・ASF に登録申請がなされて ASF の認定を受けた地域の公立スポーツ施設整備プロジェクトで、グラウンドや競技施設のようなスポーツに使用される部分の改修、修繕等に対して補助金配分を所管。施設整備、ス	・職員数は General Manager 以下合計 8 人で構成。 ・2012 年の予算は 21,285,990 千豪州\$ で大半は寄付金収入。	

国	実施機関名	概要	組織・人員、予算等	国の関与
		スポーツ用品の購入資金も補助金の対象となる他、遠征費用や主要大会の開催費等も申請ベースで補助する業務も所管。		て、同コミッションより報告がなされている。
カナダ	該当なし	—	—	—
インド	インドスポーツ機関 (SAI)	・スポーツ庁予算の約半分は SAI に対する補助金であり、SAI は国内のスポーツ行政に対する補助金再配分機関としてインド国内におけるスポーツ施設の整備や各種スポーツ関係プログラムを通じた財政支援を行っている。	・職員数は 110 名程度で構成。 ・予算は 2012-13 年度の補助金の交付額が 2,923.2 百万ルピー。	・2010 年、総会 (General Body) の委員長職及び理事会の理事長職にそれぞれ青年スポーツ大臣が就任することにより、青年スポーツ省の完全管理下に置かれ、事実上スポーツ庁の内局として機能している。
韓国	大韓体育会	・競技団体の事業と活動に対する指導と支援、体育競技大会の開催と国際交流、選手養成と競技力向上等専門体育振興のための事業、選手の福祉向上、国家代表引退選手支援事業を所管。	・職員数は、役員 21 人、上級職員 3 人、一般職員 174 人で構成。 ・予算は、自己収入、国庫補助、国民体育振興基金、公益事業積立金により構成されており、2011 年度は 188,661 百万ウォン。	【全体】国によって設立された機関であり、国の財政的支援と共に国の監督を受ける。
	大韓障害者体育会	・障害者競技団体の事業と活動に対する指導と支援、障害者体育競技大会開催と国際交流、障害者選手養成と競技力向上等の障害者専門体育振興のための事業、障害者生活体育の育成と普及、障害者選手・障害者体育指導者と障害者体育界功労者の福祉向上を所管。	・職員数は、役員等 23 人、一般職員 26 人で構成。 ・2012 年度の予算は 46,761 百万ウォン。	
	韓国ドーピング防止委員会	・ドーピング防止のための教育・広報・情報収集及び研究、ドーピング検査計画の策定と執行、ドーピング検査結果の管理とその結果による制裁、ドーピング防止のための国内外交流と協力、治療目的で第 2 条第 10 号の薬品や方法を例外的に使用する場合の許容基準の策定とその施行、その他、ドーピング防止のために必要な事業化活動を所管。	・職員数は、役員等 3 人、一般職員 12 人、非常勤 8 人で構成。 ・2012 年度の予算は 2,138 百万ウォン。	
	国民体育振興公団	・第 24 回ソウルオリンピック大会記念事業、基金の造成、運用及び管理、並びにこれに付随する事業、体育施設の設置、管理及びこれに付随する不動産の取得・賃貸等の運営事業、体育科学の研究、その他文化体育観光部副長官が認める事業を所管。	・職員数は、役員 3 人、スポーツ産業本部 117 人、競輪・競艇事業本部 402 人、研究院 68 人で構成されている。 ・2011 年度の予算は 1,250,461 百万ウォン。	

図表 諸外国におけるスポーツ分野別の推進体制

	障害者スポーツ	健康増進・体力づくり	学校体育	施設整備
イギリス	○スポーツ政策所管官庁（文化・メディア・スポーツ省）が所管 ・組織上、文化・メディア・スポーツ省に障害者スポーツの部署や担当が特に設けられておらず、健常者スポーツと同じ担当が障害者スポーツ関係を取り扱っている。	○保健省が所管 ・ただし、現政権の高齢者の健康増進等を目的とする施策には、現在該当するものが見当たらない。	○教育省が所管（執行主体は地方自治体の教育関係機関） ・スクールゲームズ（School Games）プログラムは、小学校を主たる対象とした課外活動による学童のスポーツ振興を図るもので、文化・メディア・スポーツ省が所管。	○スポーツカウンシルが所管 ・イギリスのスポーツ施設整備は歴史的にスポーツカウンシルが主体となって実施しており、現在の所管省庁は文化・メディア・スポーツ省である。
フランス	○スポーツ政策所管官庁（スポーツ・青少年・社会教育・市民活動省）が所管 ・スポーツ担当省が健常者と障害者の双方のスポーツ施策を統括している。	○スポーツ担当省と厚生省が連携 ・スポーツ局は、健康担当大臣の部局と連携し、スポーツにおける保健政策を策定する。その他、予防、医療監視、研究及び教育における活動に取り組み、スポーツマンの健康保護を確保する他、ドーピング対策も連携して行う。	○国民教育省が所管 ・学校における体育及びスポーツ教育の教科及び教育課程は、国民教育大臣の管轄である。なお、デクレでは、「スポーツ局は、教育及び高等教育担当省と連携して、学校及び大学のスポーツにおける権限を有する」と規定されている。	○施設整備の国家的政策は、スポーツ担当省が統括しているが、地方自治体、国立スポーツ振興センター（CNDS）、民間企業等も関与している。 ・スポーツ担当省が所有者あるいは運営者であるスポーツ施設は全体の2%未満。フランスにおけるスポーツ施設の建設、整備、維持、運営は主に市町村（コミューン）の所管事項である。
オーストラリア	○スポーツ政策所管官庁（保健省）が所管 ・障害者スポーツは、実施機関であるオーストラリア・スポーツ・コミッション（ASC）がオーストラリアパラリンピック委員会に対して財政支援を行うという形で関与している。	○保健省が所管 ・高齢省が運動に関する研究、啓発を実施している。疾病予防や健康維持のために必要な栄養指導や適度な運動については、子どもと青年、成人、高齢者に対して定期的に調査を実施している。	○地方政府が所管（教育行政は地方が所管） ・学校教育制度に関する連邦政府の行政事務は、全国的な教育制度の確立のために「州に協力する」という役割に限定。連邦は専ら州に財政支援を行うが、政策形成のイニシアティブは限定的である。	○地方政府が所管 ・現在のスポーツ担当省である保健省は、同省がスポーツ行政事務とともに所管している地域・地方政府行政事務において、全国的なスポーツ施設やスポーツ公園の整備に係る財政支援施策を実施している。
カナダ	○スポーツ政策所管官庁（民族遺産省）が所管 ・障害者スポーツは、民族遺産省の局であるスポーツカナダが、健常者スポーツとの区別なく所管している。	○保健省が所管 ・カナダにおいて国民の健康増進の観点から国民の身体活動の振興をはかっている行政機関は、保健省のPHAC（Public Health Agency of Canada；カナダ公衆保健庁）である。	○地方政府が所管（教育行政は地方が所管） ・学校体育行政は中央の所管でなく、各州の教育省に相当する行政機関が所管。なお、保健省の特別業務庁であるPublic Health Agency of Canadaが、学校体育の安全管理に関するプログラム補助金制度を設けている。 ・スポーツカナダがスポーツ中央組織（MSO）として認定している団体に、学校体育教育現場における健康管理活動、体育プログラム開発支援、情報提供等を実施する団体がある	○地方政府が所管 ・カナダにおけるスポーツ施設や運動公園等の整備は、主に地方自治体が所管。連邦が整備政策や整備そのものに関与する場合は、国家プロジェクトなど大型競技施設の新規建設に対する設備投資や州との費用分担、または州に対する交付金等の財政支援（交通省のインフラ庁）などに限られる。
インド	○スポーツ政策所管官庁（青年スポーツ省）が所管	○保健・家族福祉省が所管 ・保健・家族福祉省が国民の健康増進に係る連邦行政事項を所管しているが、省の使命・目的・機能に係る最新の政府公表文書には、国民の体力増強やスポーツに関する事項は含まれていない。	○地方政府が所管（教育行政は地方が所管） ・学校体育を含むカリキュラムについては、州教育担当省でなく、都市部自治体または農村部自治体からなる地方自治体の行政部門が所管する例が多いようである。	○地方政府が所管 ・スポーツに係るインフラ整備は2005年に中央から州に権限が移管された。しかし、設備の維持管理について適切な状態にあるとは言い難い状況のため、再び中央が州に支援を行う必要性について政府が検討することになっている。
韓国	○スポーツ政策所管官庁（文化体育観光部）が所管 ・教育部、保健福祉部も障害者体育に関与	○保健福祉部が所管 ・保健福祉部は所管政策分野として「健康増進政策」が設けられているが、スポーツや体力づくりではなく、保健所健康生活実践統合サービス事業、禁煙相談電話の運営、健康診断についてのサービス事業であり、高齢者の健康増進等国民の体力向上プログラムは提供していない。	○教育部が所管 ・教育部は、学童の健康増進と体系的処方及び管理などを目的として2009年から小学校を対象に学生健康体力評価を段階的に拡大・実施している。	○国、地方政府が所管 ・スポーツ施設の整備については、国・地方自治体が所管。文化体育観光部は、2006年10月、目標年度を2025年とする「公共体育施設均衡配置中長期計画」を策定し、体育施設の計画的、重点的に整備による施設へのアクセス性向上を実現する政策を進めている。

2. 諸外国のスポーツ推進体制から得られる示唆

以下では、対象国に関するスポーツ政策所管官庁及び実施機関、関連団体等に関する調査結果から得られる我が国スポーツ庁の在り方に関する示唆を記述する。

- ① 対象国では、障害者スポーツ、健康増進・体力づくり、学校体育、施設整備の全てを所管する官庁は確認できない。これらの分野では、省庁間の連携により政策が推進されている。
 - ・ 対象国では、学校体育、健康増進・体力づくり、施設整備の各分野の所管について、スポーツ政策所管官庁が所管せず、他の省庁が所管している。また、これらの関連分野全てを一元的に所管する単独の官庁は確認できなかった。ただし、オーストラリアに関しては、健康増進・体力づくりの分野についてスポーツ政策所管官庁が所管している。
 - ・ 対象国では、フランスのようにスポーツに関するプログラム実施を通じた連携や、法規により連携することが明記されているケースがある。また、「図表 諸外国のスポーツ政策推進体制（スポーツ関係府省庁及びその役割・機能）」（29頁）の「他省庁との関係」で確認できるように、対象国ではスポーツ政策の推進に際して、連携方策が講じられている。
- ② 障害者スポーツは各国ともにスポーツ政策所管官庁が所管している。
 - ・ 対象国では、スポーツ政策所管官庁が障害者スポーツを担当しており、各国ともに健全者、障害者の区別なくスポーツ政策を推進している。ただし、韓国では、教育部、保健福祉部と連携して障害者スポーツ政策が実施されている。
- ③ スポーツ政策所管官庁が学校体育を所管している国は現時点では日本以外にない。
 - ・ 我が国のスポーツ政策の推進において重要な位置を占めている学校体育をスポーツ政策所管官庁で所管している国は、現時点で確認できていない¹⁹。我が国ではスポーツ政策を所管している文部科学省が学校体育も所管しており、スポーツ政策と学校体育政策を密接に関連させて推進できる体制となっている点は、対象国と比較して大きな利点と言える。
- ④ カナダ、インドでは教育、施設整備等の分野が地方の所管で、国の連携は無いようである。また、施設整備については、イギリスを除いて対象各国ともに国より地方政府の関与が大きいと考えられる。

¹⁹ 韓国では学校体育の主たる所管は教育科学技術部であるが、一部の業務（体育局・体育政策課の学校体育業務統括が所管する「全国体育大会、少年体育典、冬季体育大会の支援業務等」）については、文化体育観光部と連携している。

- ・ カナダ、インドでは、教育、施設整備等の分野が地方政府の所管となっていることから、国との政策的な連携はあまり大きくないと考えられる。特に、教育に関しては、上記 2 カ国ともに中央政府に教育を所管する官庁が存在しておらず、中央レベルでのスポーツ政策所管官庁との連携が存在しない。
- ・ また、施設整備については、イギリスを除いて対象各国ともに国と比べて地方政府の役割が相対的に大きいと考えられる。

⑤ スポーツ政策実施機関は、政策方針、財源、人的にスポーツ政策所管官庁と密接に関係している。ただし、省庁と関連団体との関係は間接的である。

- ・ 対象国のスポーツ政策実施機関は、政策方針、財源、人的側面で、スポーツ政策所管官庁が統制しており、国の方針に従って政策を実施している（ただし、英国のように実施機関の自律性が一定程度認められている国もある）。
- ・ 他方、スポーツ政策実施機関と関連団体間には財政支援等の関係はある。ただし、その関係はスポーツ政策所管官庁とスポーツ政策実施機関の関係のような政策方針、財源、人的側面にわたるような直接的な統制ではなく、関連団体の自律性を前提に財源の一部を補助金等により手当する等の間接的な統制にとどまっている。

上記のような対象国におけるスポーツ政策所管官庁及び実施機関、関連団体との関係等の状況から、我が国におけるスポーツ庁の在り方を検討する上での示唆を整理する。なお、各国ともにスポーツ政策の所管、政府機関の所掌分野が異なることから、スポーツ庁の在り方についての一般化は困難であるが、一部に類似性が確認できる。こうした類似性を踏まえつつ、我が国のスポーツ庁の在り方を検討することが求められる。

① スポーツ振興に密接に関連する政策分野に係る考え方

まず、健康増進・体力づくりや学校体育、施設整備といった分野も含めたスポーツ政策分野全般を所管する政策機関は諸外国には無い。健康増進・体力づくり、学校体育、施設整備といった、スポーツ振興そのものではないがスポーツ振興に密接に関連する政策分野は、スポーツ振興以外に独自の政策目的を有している。そのため、スポーツ振興に密接に関連する政策分野を含めたスポーツ政策全般の推進に当たっては、こうした関連分野を所管する複数の政策機関と連携した推進体制を検討することが現実的ではないかと推察される。一方、スポーツ政策所管官庁が学校体育を所管しているのは我が国のみで、幼少期からの体力向上や競技力向上の支援を実現できるとの観点から、この点は他国と比較してスポーツ政策を推進する上での長所、利点になると考えられる。

②障害者スポーツの所管

また、全ての対象国では、スポーツ政策所管官庁が障害者スポーツを担当している。健全者、障害者に関係なく競技力を向上させるというミッションを果たすために、スポーツ政策所管官庁が障害者スポーツも含めて担当することは、効果的かつ効率的にスポーツ政策を推進する上で、より適した体制ではないかと考えられる。これは、スポーツ政策所管官庁が障害の有無に関係なく一元的に対応策を講じることができると考えられるためである。

③政策実施機関との関係

なお、スポーツ政策所管官庁と政策実施機関の関係について、カナダ以外の国では、各国ともに政策実施機関としての独立性はあるものの、国の方針に従って政策を実施する体制、財源、人的関係を構築している。この点については我が国の現状と比較して大きく変わらないものと推察され、スポーツ庁設置後も政策実施機関が引き続き、国の政策実施を担う体制を継続することが求められる。